

《全国 NPO バンク連絡会 定款》

2010 年 7 月 11 日 制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、全国 NPO バンク連絡会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都新宿区に置く。

第 2 章 目的および事業

(組織の目的)

第 3 条 NPO バンク間の交流・相互支援、社会一般に対する啓発普及を通して非営利金融の発展に努め、NPO バンクへの社会的信頼を確立し、もって健全な市民社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 4 条 NPO バンクとは、市民が自発的に設立し、市民からの出資に基づいて、市民事業など社会的に求められているニーズに対して融資を行う、非営利の金融機関をいう。

(事業内容)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) NPO バンク間の情報交換、相互支援
- (2) 政策提言活動
- (3) 啓発・教育活動
- (4) 新設の NPO バンクに対する助言・指導
- (5) その他、目的達成に必要な事業

第 3 章 会員

(会員の種類)

第 6 条 本会の会員は、正会員、準会員と賛助会員の 3 種類とする。

(正会員の資格要件)

第 7 条 正会員は、以下の全ての要件を満たし、理事会で加入を認められた NPO バンクをもって構成する。

- (1) 本会の目的に賛同し、活動に参加する意思があること
- (2) 組織を設立していること（法人格の有無は不問）
- (3) 純資産額が 500 万円以上であること
- (4) 非営利特例対象法人として貸金業登録をしているか、あるいは今後 1 年以内に貸金業登録を行う予定であること

(5) 貸金業務取扱主任者を有していること

2 前項の規定にかかわらず、NPOバンクとして貸付を行う公益社団法人及び公益財団法人は、理事会の議決により、正会員になることができる。

(準会員)

第8条 準会員は、以下の3つのいずれかの要件を満たし、理事会で加入を認められた団体をもって構成する。

(1) 設立準備中のNPOバンク

(2) 広義のNPOバンク

(3) 市民金融に関わる市民団体

(賛助会員)

第9条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、理事会で加入を認められた個人または団体をもって構成する。

(入会)

第10条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(入会金および会費)

第11条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第12条 会員は本会を退会した場合、組織が消滅した場合、会費を納入しない場合、および除名された場合は、会員資格を失う。

(退会)

第13条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、総会での承認を経て退会することができる。

(処分)

第14条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを処分することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反した場合

(2) 会員の資格要件を満たさなくなった場合

(3) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合

2 処分の内容は、譴責または会員権の停止もしくは除名とする。

第4章 役員およびスタッフ

(種別および定数)

第15条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、理事長を1人置くことができる。

(選任等)

第16条 理事および監事は、総会において会員の中から選出する。

2 理事長は理事の互選とする。

3 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は本会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は任期の末日後最初に開催された総会の終結のときまでとする。

3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行うものとする。

4 補欠または増員のため選任された役員任期は、それぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第19条 役員に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の役員を選任するものとする。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(事務局およびスタッフ)

第21条 本会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要なスタッフを配

置する。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(構成)

第22条 総会は、正会員と準会員、賛助会員をもって構成する。

2 総会に出席できる者は、団体会員にあっては、会員の代表者またはその代理人とする。

(議決事項)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および残余財産の処分

(3) 合併

(4) 事業計画および収支予算ならびにその変更

(5) 事業報告および収支決算

(6) 役員を選任または解任、職務および報酬

(7) 入会金および会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 総会は定時総会と臨時総会の2種とし、定時総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時総会は必要がある場合に随時、理事長が招集する。ただし、会員の3分の1以上から総会招集の請求があった場合は、30日以内に理事長が総会を招集する。また、監事は第17条3項4号に基づき、必要に応じて招集する。

2 総会を招集するときは、開催の2週間前までに、会議の日時、場所、目的、議案を記載した通知を会員に送らなければならない。

(定足数および議決権の行使)

第25条 総会は、正会員の過半数がなければ開会することができない。

2 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし定款の改正、会員の加入、会員の処分、本会の解散および残余財産の処分は、出席した会員の3分の2以上の多数決による。

4 前項の場合において、会員の処分に関する決議においては、処分の対象となる会員は議決権を有さないものとする。

(表決権等)

第 26 条 会員の表決権は正会員が保有し、平等なるものとする。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、議事録を作成するものとし、議事録には、議長及び 2 名以上の議事録署名人が署名または記名押印するものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織および運営に関する事項
- (4) 会員の加入
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(常任理事会)

第 30 条 日常的な活動に必要な意思決定については、常任理事から構成される常任理事会にて行う。

2 理事会は、理事会の議決事項のうち、日常的な事項に関しては常任理事会に議決を委ねることができる。

3 常任理事は、理事会において、首都圏にある正会員の理事、および、準会員の理事、賛助会員の理事の中から選出する。

第 7 章 資産および会計

(資産の管理)

第 31 条 本会の資産は、総会の議決を経て事務局長が管理する。

(事業報告および決算)

第 32 条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、事務局長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 34 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上による議決を経なければならない。

(解散)

第 35 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的の達成の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(残余財産の帰属)

第 36 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会において議決されたものに譲渡するものとする。

附則

1. この定款は、本会の設立日 2010 年 7 月 11 日から施行する。

2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	未来バンク事業組合	田中 優
理事	女性・市民コミュニティ・バンク	向田 映子
理事	特定非営利活動法人 北海道 NPO バンク	北村 美恵子
理事	東京コミュニティパワーバンク	坪井 眞里
理事	特定非営利活動法人 NPO 夢バンク	和田 清成
理事	コミュニティ・ユース・バンク momo	木村 真樹
理事	天然住宅バンク	井上 あいみ
理事	公益財団法人 信託資本財団	鴨崎 貴泰
理事	特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク	加藤 俊也
理事		石井 宏明
理事		多賀 俊二
理事		辻 利夫
理事		土谷 和之
理事		小関 隆志
監事		上原 優子

3. 本会の設立当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、施行の日から 2011 年 8 月までの定時総会の時までとする。

4. 本会の設立当初の事業年度は、第 33 条の規定にかかわらず、設立日から 2011 年 5 月 31 日までとする。

5. 本会の設立当初の入会金および年会費は、第 11 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0 円

(2) 年会費 (正会員) 12,000 円 (準会員) 8,000 円 (賛助会員) 6,000 円

【常任理事】

- ・ 田中優 (理事長)
- ・ 向田映子
- ・ 坪井眞里
- ・ 井上あいみ
- ・ 鴨崎貴泰
- ・ 加藤俊也
- ・ 多賀俊二 (事務局長)
- ・ 小関隆志